

平成19年度決算に基づく芦別市健全化判断比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく芦別市健全化判断比率を次のとおり公表します。

（単位：％）

比率区分 算出区分	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
公表数値	-	-	17.1	252.7
早期健全化基準	14.24	19.24	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合は「-」と記載しています。

健全化判断比率とは？

平成19年6月22日に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政の健全化の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率という4つの指標によって判断されることとなりました。

4つの健全化判断比率のいずれか1つでも「早期健全化基準」を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

また、将来負担比率を除く3指標のいずれか1つでも「財政再生基準」を超えた場合には、「財政健全化計画」を定め、総務大臣に報告し、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

1 実質赤字比率

市税や地方交付税等を主な財源として、福祉、教育、まちづくりなどの地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計において、実質的な赤字額が発生した場合の標準財政規模(市税、普通交付税、地方譲与税等の合計額)に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

平成19年度決算に基づく芦別市の一般会計等の実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、標準財政規模64億7,102万1千円に対して黒字額が7,730万円であることから、比率は黒字の1.19%となりました。

2 連結実質赤字比率

地方公共団体の会計は、市税や地方交付税等を主な財源として、福祉、教育、まちづくりなどの地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計と、料金収入等の特定の収入を主な財源として、特定の事業（行政サービス）を行う公営事業会計など複数の会計に分かれています。

連結実質赤字比率は、これら全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、実質的な赤字額（又は資金不足額）が発生した場合の標準財政規模に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

平成19年度における芦別市全体の連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、標準財政規模64億7,102万1千円に対しての黒字額が11億433万4千円であることから、比率は黒字の17.06%となりました。

3 実質公債費比率

地方公共団体が政府や市中銀行から長期間で借り入れている借金を「地方債」といいますが、この元金及び利子の支払いを「公債費」といいます。

一般会計の公債費のほか、公債費に準じるものとして、公営企業会計等他の会計の公債費に充てるため、一般会計から繰り出す経費があります。

また、本市は近隣市町とともに中空知衛生施設組合を設置し、生ごみ処理施設を運営していますが、この建設に係る地方債のうち、本市が負担しなければならない経費もあります。

実質公債費比率は、一般会計の公債費に、公債費に準じるとされる経費を加算して算出した実質的な公債費の標準財政規模に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

平成19年度決算に基づく芦別市の実質公債費比率は、17.1%となりました。

平成18年度決算に基づく芦別市の実質公債費比率は19.1%であり、地方債を発行する際に知事の許可を受けなければならない団体（許可団体）となる基準で

ある18%を上回っていたことから、芦別市は許可団体でしたが、平成20年度からは、知事と協議することで地方債を発行することができる団体（同意団体）へと移行することとなりました。

この要因は、平成19年度から平成21年度にかけて、高金利で借り入れている地方債の繰上償還を実施するなど、後年度の負担の軽減を図る対策によるほか、都市計画税が特定財源として認められるなど、算定方式が変更となったことによるものです。

4 将来負担比率

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、借金ではないものの契約等により将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、職員の退職手当、公営企業会計等他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担すべきと見込まれるもの、また、近隣市町との組合における地方債残高のうちその団体が負担すべきと見込まれるものなどがあります。

将来負担比率は、こうした将来見込まれる全ての負担を含めた、現時点で想定される将来の負担額の標準財政規模（ただし、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除きます。）に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

将来負担額 = 次の から までの合計額です。

地方債の年度末残高（市の借金の残高）

平成19年度末の残高は、115億9,760万3千円です。

債務負担行為（契約等により将来の支払いを約束したもの）に基づく
支出予定額

平成20年度以降の支出予定額は、32億122万3千円です。

一般会計以外の会計（水道事業、市立芦別病院事業、下水道事業など）の借金返済に充てる一般会計等からの負担見込額

平成20年度以降の負担見込額は、82億557万6千円です。

本市が加入している中空知衛生施設組合の借金返済に充てる一般会計等の負担見込額

平成20年度以降の負担見込額は、2億908万6千円です。

退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額

平成20年度以降の負担見込額は、35億3,956万5千円です。

設立法人の負債額等の負担見込額

平成20年度以降の負担見込額は、2,680万円です。

連結実質赤字額

芦別市の場合は該当ありません。

組合等の連結実質赤字額の負担見込額

芦別市の場合は該当ありません。

平成19年度決算に基づく芦別市の将来負担比率は、252.7%となりました。